

荏田東第一小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月24日策定
(令和2年3月31日改訂)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめ防止等に向けての基本理念

横浜市の「いじめ防止等に向けた基本理念」を基に、本校のいじめ防止を推進する体制づくりを確立し、いじめに迅速かつ適切に対処する学校を目指し、このいじめ防止基本方針を策定する。

いじめを防止するために、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、適切な対処・措置の3点を重点として取り組む。特に、本校では一人ひとりを大切にしたい学級集団作りや児童指導に関する情報の共有化を核にしながら取組を進めていく。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会の構成員

校長・副校長・児童支援専任・教務主任・養護教諭・その他関係する教職員とする。また、主幹教諭を加えた主幹会（月2回）でいじめ防止対策委員会を定期的開催する。必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

② 委員会の運営

月に2回の主幹会における「いじめ防止対策委員会」とともに、いじめの疑いがある段階で、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開催する。

また、校長は学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施

取組の検証

- ・いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検といじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

- ・職員の打ち合わせや毎週共有化する資料を通して、学校全体がいじめのない学校づくりに向けて共通の姿勢で一致協力していく。
- ・重点研究を中心に、主体的に学ぶための指導の工夫とともに、「豊かな伝え合い」の育成に力を入れ、コミュニケーション能力の向上に努める。
- ・校内外の研修を通して教員の資質向上を図り、人権教育や道徳教育年間計画等の確実な実施、「子ども社会的スキル横浜プログラム」等を有効に活用していく。

これらの取組を通して、規律ある学級・学年集団、確かな学力、自己有用感を感じられる集団づくりを進め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

② いじめの早期発見

- ・いじめに特化した定期的なアンケートの実施と弾力的な教育相談を行い、児童の気持ちに対してのアンテナを高める。
- ・日頃から教職員間における報告、連絡、相談を継続することや、学年研（特別支援）、YP アセスメント支援検討会、登校指導、職員会議における児童指導情報共有等、学年担任だけではなく、学校全体で児童の様子についての共有化を基本とする。
- ・関係機関と連携し、インターネット上のいじめや情報モラルに関する教育を進め、児童への意識向上を図る。
- ・保護者、地域、関係機関と連携していく。

いじめは誰にでも起こりうること、大人の目のつきにくいところで行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすること、大人が気付きにくい、判断しにくい状況で行われることを認識し、些細な兆候も見逃さない意識を持つ。少しでもいじめにつながると思われることには、早い段階でかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知することが必要である。

③ いじめに対する措置

- ・いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、方針決定を行う。また、会の記録を毎回とる。
- ・方針決定後、被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導と支援を、担任を中心に行う。
- ・必要に応じて、保護者の協力、警察署等関係機関との連携を行う。

事実の確認後、加害児童に対しては、本人の人格の成長のための教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導し、事情や心情を聴取し、反省を促すとともに、再発防止に向けて適切な指導を行う。被害児童に対しては、事情や心情を聴取し、心のケアを考慮しながら、継続的に対応する。

④ いじめの解消

- ・解消に向けて、いじめ防止対策委員会で情報を共有しながら進めていく。
- ・いじめ解消の要件については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
 - ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

⑤ 教職員等への研修

いじめ防止には、教職員の資質の向上が不可欠である。外部講師を招いての研修等、校内研修を計画的に実施するとともに、校外研修への参加も積極的に働きかけ、学校全体としてのスキルアップを図る。

⑥ 学校運営協議会等の活用

本校の「みどりの風懇話会」やPTA、中学校ブロックの学校・家庭・地域連携事業を活用し、保護者、地域等と課題を共有していじめ防止に向けて取り組んでいく。

⑦ 取組の年間計画 *毎月 区専任会・中学ブロック専任会

月	内容	
4	年間計画確認 児童指導情報引き継ぎ 学年研（特別支援） ハートアンケート 中学校ブロック総務会	入学式、保護者説明会 学年集会、個人面談
5	ハートアンケート	学校説明会
6	「学校生活についてのアンケート」後の支援検討会（子どもの社会的スキル横浜プログラム） 中学校ブロック専任会	学校・家庭・地域連携事業
7	横浜子ども会議（中学ブロック） 個人面談に向けての実態把握 通級教諭による特別支援教育校内研修	みどりの風懇話会 個人面談
8	横浜子ども会議（区） 専任教諭夏季研修に基づく校内研修 ハートアンケート 中学校ブロック専任会	
9	学年研（特別支援）	
10	「学校生活についてのアンケート」後の支援検討会（子どもの社会的スキル横浜プログラム） 中学校ブロック専任会	
11	ハートアンケート 学年研（特別支援）	
12	人権週間、いじめ防止キャンペーンの取組（無記名アンケート、実態把握と共有化）	個人面談
1	学校評価児童アンケート 学年研（特別支援）	
2	ハートアンケート 中学校ブロック総務会	新入生入学説明会 みどりの風懇話会
3	年度の振り返り 次年度の年間計画作成 児童指導情報引き継ぎ	
年間	<p>○定期的に児童にアンケートを実施し、いじめの未然防止、早急な対応、実態把握、言えないことを書いて伝える機会にする。並行して教育相談を弾力的に実施する。</p> <p>○主幹会におけるいじめ防止対策委員会（月2回・随時）</p> <p>○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの定期的な連携</p>	

4 重大事態への対処

① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

② 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。